



## 印紙税について vol.3

～収入印紙 あれこれ豆知識～

収入印紙は様々な額面が用意されており、定められた金額となるように最低額 1 円から最高額 10 万円まで計 31 種類発行されています。



### ● 売掛金と買掛金を相殺した場合の領収書に収入印紙は？

売掛金（債権）と買掛金（債務）を相殺した場合において、領収書を作成することがあります。この領収書は「領収書」としての表示がなされていますが、現実には金銭の受領事実はないので、収入印紙を貼る必要はありません。領収書の但し書きに「上記金額の売掛金と買掛金を相殺」等、相殺したことが明らかになるように記載します。

額面の金額が相殺分だけでなく、金銭の受領も含まれる場合（いわゆる「一部相殺の領収書」）はその金銭の受領額に相当する収入印紙を貼る必要があります。この場合にも、相殺した金額が分かるように但し書きに記載しておきます。

### ● 申込書、注文書、依頼書等と表示された文書に収入印紙は？

契約とは、申込みとその申込みに対する承諾によって成立しますので、その事実を証明する目的の単なる申込書、注文書、依頼書等は、収入印紙を貼る必要がありません。しかし、記載内容によっては **契約の成立等を証する文書 = 契約書** になる場合がありますので注意が必要です。

以下は、一般的に契約書に該当するものとして取り扱われています。

- ① 契約当事者間の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における申込書等。
- ② 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている申込書等。  
※①、②とも契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものは除く。
- ③ 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

### ● 予約契約書、仮契約書、仮領収書に収入印紙は？

印紙税は、文書を作成する都度課税されます。予約契約や仮契約と本契約の 2 度にわたる契約書や、1 取引について数通の契約書が作成される場合でも、文書が作成される限りそれぞれの契約書に課税されます。

また、仮領収書であっても金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、後に本領収書が作成されるかどうかに関係なく課税されます。



### ● 収入印紙以外の印紙等

外観上は収入印紙に似ている各種の印紙が存在しますが、それぞれの印紙は収納先や目的が異なり、相互に互換性はなく、指定されている種類の印紙を貼付する必要があります。

#### ◇収入証紙

道府県への手数料などの納付に際して用いられる。  
(印紙は財務省、証紙は道府県会計管理者)

#### ◇特許印紙

特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録等の際に、特許庁に各種料金を納付するために用いられる。

#### ◇自動車検査登録印紙

車検や各種登録申請の際に、国に手数料を納付するために用いられる。

#### ◇自動車重量税印紙

車検の際に、自動車重量税を納税するために用いられる。

#### ◇雇用保険印紙

雇用保険法における、日雇労働被保険者が所有する手帳に印紙を貼ることによって保険料を納付するために用いられる。

#### ◇健康保険印紙

健康保険法における、日雇特例被保険者が所有する手帳に印紙を貼ることによって保険料を納付するために用いられる。 など

## ● 印紙税額一覧表 (抜粋)

10万円以下又は10万円以上…10万円は含まれます。  
10万円超 又は10万円未満…10万円は含まれません。

平成26年4月現在

印紙税額 (一通または一冊につき)

印紙税額 (一通または一冊につき)	印紙税額 (一通または一冊につき)	印紙税額 (一通または一冊につき)	印紙税額 (一通または一冊につき)
<p>● 売上代金に係る金銭又は有価証券の領収書</p> <p>(例) ①商品販売代金の領収書 ②不動産の賃貸料の領収書 ③請負代金の領収書 ④広告料の領収書 など</p>	<p>記載された受取金額</p> <p>5万円未満*</p> <p>100万円以下</p> <p>100万円超 200万円以下</p> <p>200万円超 300万円以下</p> <p>300万円超 500万円以下</p> <p>500万円超 1千万円以下</p> <p>1千万円超 2千万円以下</p> <p>2千万円超 3千万円以下</p> <p>3千万円超 5千万円以下</p> <p>5千万円超 1億円以下</p> <p>1億円超 2億円以下</p>	<p>非課税</p> <p>200円</p> <p>400円</p> <p>600円</p> <p>1千円</p> <p>2千円</p> <p>4千円</p> <p>6千円</p> <p>1万円</p> <p>2万円</p> <p>4万円</p>	<p>※平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が3万円未満は非課税</p>
<p>● 売上代金以外の金銭又は有価証券の領収書</p> <p>(例) ①借入金の領収書 ②保険金の領収書 ③補償金の領収書 など</p>		200円	
<p>● 不動産、鉱業権、無体財産権(注)、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p> <p>(例) ①不動産売買契約書 ②不動産交換契約書 ③不動産売渡証書 など</p>	<p>1万円未満</p> <p>1万円以上 10万円以下</p> <p>10万円超 50万円以下</p> <p>50万円超 100万円以下</p> <p>100万円超 500万円以下</p> <p>500万円超 1千万円以下</p> <p>1千万円超 5千万円以下</p> <p>5千万円超 1億円以下</p> <p>1億円超 5億円以下</p> <p>契約金額の記載のないもの</p>	<p>非課税</p> <p>200円</p> <p>400円</p> <p>1千円</p> <p>2千円</p> <p>1万円</p> <p>2万円</p> <p>6万円</p> <p>10万円</p> <p>200円</p>	<p>軽減措置</p> <p>平成26年4月1日～平成30年3月31日</p> <p>平成9年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>200円</p> <p>500円</p> <p>1千円</p> <p>5千円</p> <p>1万円</p> <p>3万円</p> <p>6万円</p> <p>1万5千円</p> <p>4万5千円</p> <p>8万円</p> <p>「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、上記期間に作成されたもの</p>
<p>● 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</p> <p>(例) ①土地賃貸借契約書 ②土地賃料変更契約書 など</p>			
<p>● 消費貸借に関する契約書</p> <p>(例) ①金銭借用証書 ②金銭消費貸借契約書 など</p>			
<p>● 運送に関する契約書</p> <p>(例) ①運送契約書 ②貨物運送引受書 など</p>			
<p>● 請負に関する契約書</p> <p>(例) ①工事請負契約書 ②工事注文請書 ③物品加工注文請書 ④広告契約書 ⑤請負金額変更契約書 など</p>	<p>1万円未満</p> <p>1万円以上100万円以下</p> <p>100万円超 200万円以下</p> <p>200万円超 300万円以下</p> <p>300万円超 500万円以下</p> <p>500万円超 1千万円以下</p> <p>1千万円超 5千万円以下</p> <p>5千万円超 1億円以下</p> <p>1億円超 5億円以下</p> <p>契約金額の記載のないもの</p>	<p>非課税</p> <p>200円</p> <p>400円</p> <p>1千円</p> <p>2千円</p> <p>1万円</p> <p>2万円</p> <p>6万円</p> <p>10万円</p> <p>200円</p>	<p>軽減措置</p> <p>平成26年4月1日～平成30年3月31日</p> <p>平成9年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>200円</p> <p>500円</p> <p>1千円</p> <p>5千円</p> <p>1万円</p> <p>3万円</p> <p>6万円</p> <p>1万5千円</p> <p>4万5千円</p> <p>8万円</p> <p>「建設工事の請負に係る契約」で該当するものうち、上記期間に作成されたもの</p>
<p>● 約束手形、為替手形</p> <p>1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。</p> <p>2 振出人の署名のない白地手形で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。</p>	<p>10万円未満</p> <p>10万円以上100万円以下</p> <p>100万円超 200万円以下</p> <p>200万円超 300万円以下</p> <p>300万円超 500万円以下</p> <p>500万円超 1千万円以下</p> <p>1千万円超 2千万円以下</p> <p>2千万円超 3千万円以下</p> <p>3千万円超 5千万円以下</p> <p>5千万円超 1億円以下</p>	<p>非課税</p> <p>200円</p> <p>400円</p> <p>600円</p> <p>1千円</p> <p>2千円</p> <p>4千円</p> <p>6千円</p> <p>1万円</p> <p>2万円</p>	



(注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。

※上記の受取金額を超える場合は、国税庁ホームページをご覧ください。【国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】